

(2023年5月8日以降発病日の場合適用)

文書①

「民生委員・児童委員活動保険」

2023年4月21日

民生委員・児童委員 各位

損害保険ジャパン株式会社
株式会社福祉保険サービス

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 保険金支払の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

これに伴い、民生委員・児童委員活動保険の保険金のお支払い対象が以下の通り変更となりますのでご確認ください。ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご照会ください。

特定感染症に関する取り扱い変更

2023年5月8日以降に発病（※）した場合、新型コロナウイルス感染症は保険金支払いの対象外となります。

発病日		2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
補償内容	特定感染症（一類～三類）	○	○
	新型コロナウイルス感染症	○	×

（注）その他の特定感染症（一類～三類）については引き続き補償いたします。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

以上

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL：03-3349-5137

<受付時間>

平日：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

■お問い合わせ先

株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル 17F TEL：03-3581-4667

<受付時間>

平日：9：30～17：30（土・日・祝日・年末年始を除く）